

## 指定居宅介護支援事業所つまさと運営規定

### (事業の目的)

第1条 医療法人長田医院が開設する、指定居宅介護支援事業所つまさと（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及びその他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3、事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一 名称 指定居宅介護支援事業所つまさと

二 所在地 茨城県水戸市有賀町 2228

(介護老人保健施設つまさと 1階)

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（兼任）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 2名以上（兼任）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。また、介護支援専門員は、法定管理数を超過する毎に1名配置する。

三 事務職員 **必要数**（非常勤職員若しくは兼任）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日

但し、12月30日～1月3日までを除く。

二 営業時間 8：30～17：30 までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

課題の分析については「居宅サービス計画ガイドライン」を使用する。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービスの変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。但し、利用者の状況、利用者の家族の状況、サービス提供事業者の担当者の状況等により、他の方法で意見を求めサービス担当者会議とすることができる。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2、指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 第7条に規定する範囲（通常の事業の実施地域）は無料とする。

二 第7条に規定する範囲を超えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき30円とする。

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

4、介護保険の法定代理受領が、当事業者として受けられない以下のような状況に準ずる場合、利用者よりその相当額を徴収する。

一 利用者が保険料の滞納等により、介護保険の法定代理受領が、当事業所として受けられない場合。

二 利用者が要介護・要支援認定を受けておらず、介護保険の法定代理受領が、当事業

所として受けられない場合。

三 利用者が当事業所との契約後に、利用者の都合、若しくは契約内容を継続することが困難となるような背信行為（本条に規定する利用料の滞納等含む）が利用者であり、解約となった場合。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の実施範囲は、水戸市、笠間市、茨城町とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2） 虐待防止のための指針の整備
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 その他法令に定められた研修及び技能向上のための研修

2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4、提供した指定居宅介護支援及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。また、苦情等に伴う市町村及び国民健康保険連合会の行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合には改善を行う。

5、この規定は介護保険法及び厚生労働省令等の基準に従い、必要であれば変更若しくは不足を補うものとする。

6、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人長田医院と事業所の管理者との協調に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は令和6年4月1日から施行する。